

平成25年2月7日

木津川市長 河井 規子 様

木津川市行財政改革推進委員会

会長 澤井 勝



木津川市の行財政改革推進について（答申）

平成24年5月31日付け4木財第124号により、今後5年間の木津川市の行財政改革推進の総合的な指針となる第2次木津川市行財政改革大綱を策定するに当たっての諮問を受け、当委員会では4回にわたって審議を重ねてきました。

ここに、当委員会の審議結果がまとまりましたので、下記のとおり答申いたします。

なお、第2次木津川市行財政改革大綱及び同行動計画の策定にあたっては、本答申及び当委員会の審議の経過を最大限反映させるとともに、常に市民目線に立って不断の改革の取り組みを進めてください。

記

『第2次木津川市行財政改革大綱 答申』

別冊のとおり

第2次 木津川市 行財政改革大綱

答 申



目 次

I	行財政改革大綱策定の経緯と必要性	—	1
II	行財政改革の基本理念	—	3
III	行財政改革の体系	—	6
IV	行財政改革の重点改革項目	—	7
1	協働の市政の推進	—	7
2	行政体制の確立	—	8
3	事務事業の見直し	—	11
4	公共施設の見直し	—	13
5	財政システムの確立	—	14
V	行財政改革の進め方	—	17
1	行財政改革の計画期間	—	17
2	行財政改革の推進体制	—	17
3	実施及び進捗管理	—	17

行財政改革大綱策定の経緯と必要性

- ～ これまで、どのようなことをして来たのか
- なぜ今、行財政改革が必要なのか ～

(第1次大綱策定の経緯)

木津川市は、自立する地方公共団体への成長を目指し、市町村合併を「行財政改革の有効な手段」と位置づけて、平成19年3月12日に木津町・加茂町・山城町の3町合併により誕生しました。

しかしながら、国の三位一体改革等によって、財政的に厳しい状況下での新たな市政のスタートとなり、合併前からの行財政改革の取り組みを進めるとともに、抜本的な行財政システムの見直しが必要になりました。

このため、平成19年10月に市長の諮問機関として、公募市民・各分野の有識者を委員とする「木津川市行財政改革推進委員会」を設けて、今後の行財政改革の指針の策定を諮問しました。

そして、同委員会からの答申に基づき、平成20年6月に「木津川市行財政改革大綱・推進計画」（計画期間：平成20年度から平成24年度）を策定し、また、同年11月には、庁内各部署における具体的な取り組みを明示した「行動計画（アクションプラン）」を定めて、新たな行財政改革をスタートしました。

(第1次大綱による行財政改革の取り組み)

平成20年度以降、木津川市では、行動計画に基づく全庁的な行財政改革に取り組み、各種サービス・料金の見直し、民間委託の推進、繰上償還の実施、職員給与の見直しなどを行ってきました。

そして、その効果額は平成20年度から平成23年度までの4年間の累計で約28億円に達したところです。

その一方で、行動計画については、その進捗管理の評価基準が明確でなかったことや、特に全庁的な対応が必要な項目について、調査・研究段階に留まったケースがあるといった課題がありました。

また、こうした行財政改革の取り組みに併せて、平成21年度からは、新たに行財政改革推進委員会委員を仕分け人とする「事業仕分け」を導入して、市が実施する個別の事業についての評価を開始したものです。

(第2次大綱の策定の必要性)

このような改革により、合併自治体の課題である事務事業、組織の一本化、効率化は進みましたが、その一方で、国の地方分権・地域主権改革に伴う権限移譲によって市町村の責任と事務は増大し、経済情勢はリーマンショックによる急激な悪化の後、大きく好転することが見込みにくいなど、自治体を取り巻く行財政の環境は、一層厳しさを増しています。

また、現在の木津川市は、全国的に見ても稀な人口が増加傾向にある自治体ですが、地域によっては高齢化・人口減少が進行しており、今後、早期の対策が必要になると考えられます。

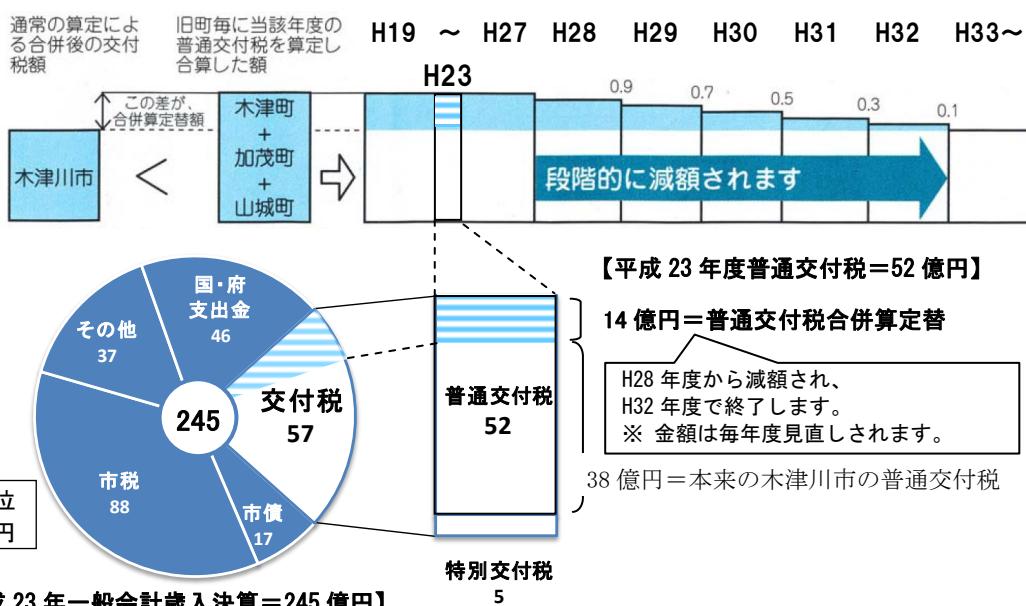
こうした課題のなか、木津川市では、合併自治体の円滑な運営の確保及び均衡ある発展のために設けられた地方交付税の特例措置（普通交付税合併算定替^(注)）が、平成28年度以降5年間をかけて段階的に減額・終了することになるため、これに対応できる、子や孫の未来につなぐ持続可能な行財政システムの確立が、待ったなしの状況となっているところです。

このため、平成25年度以降も、行財政改革の考え方・理念を継承し、内容をより進化させた「第2次木津川市行財政改革大綱」を定め、引き続き不断の改革の取り組みを進めていく必要があるものです。

普通交付税合併算定替

合併後の一定期間に限り、合併がなかったものと仮定して、合併前の旧市町村ごとに算定した普通交付税額の合算額を保障する制度です。木津川市の場合、平成23年度は、この制度によって交付税が約14億円多く交付されています。

これは、同年度に木津川市が交付を受けた交付税57億円の4分の1に相当する非常に大きな金額です。また、この約14億円という額を歳出で見ると、市が1年間に農林水産業・商工業の振興や消防のために使った費用の合計にほぼ相当します。



～ 何を目指して行財政改革を進めるのか ～

1 基本理念

超高齢社会となった我が国では、今後も、低成長で構造的に厳しい財政状況が続くことが見込まれる一方で、社会保障制度改革などの方向性が見えにくい状況にあります。また、基礎的自治体への権限移譲が進められ、市が責任を持つ領域が、ますます増えていくことが予想されます。

こうしたなかで、多様化する市民ニーズや新たな行政課題に適切かつ速やかに対応していくためには、様々な問題解決にあたって、全ての組織・職員が、市民と共に悩み、汗をかき、知恵と工夫を出し合う、「市民協働」型の市政の推進が必要です。

また、より一層「簡素で市民満足度の高い」行財政運営に努めていくとともに、「持続可能な」行財政システムを確立していかなければなりません。

そして、これらのことの実現できる、時代と社会の動きに注視し、「自ら考え、行動する」自治体となるためには、原動力となる職員一人ひとりが、市職員として果たすべき役割が何かを真剣に考え、そのために自らの持つ能力を高め、十分に發揮できる仕組みが不可欠です。

このような認識のもと、木津川市では、これから行財政運営の基本理念を次のように定めます。

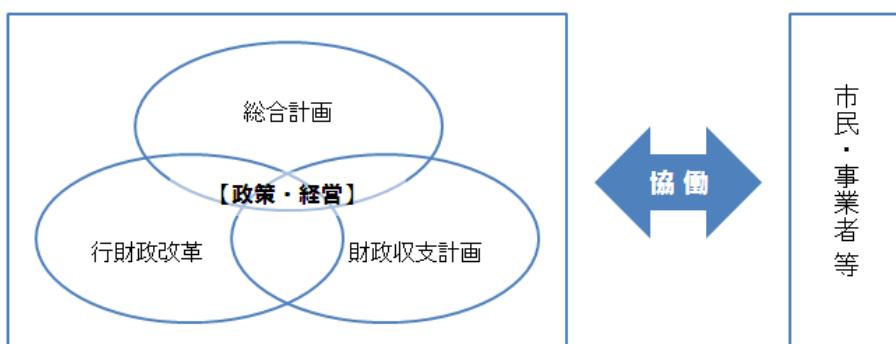
なお、ここで言う行財政運営とは、単に事業や組織の適正な管理に留まるものではなく、方針となる政策を定めてその実現を目指すとともに、費用対効果を常に意識する、経営的な考え方で立つものです。

3
基
本
理
念

- ・ 市民と共に創る、協働の自治体
- ・ 簡素で市民満足度の高い、持続可能な自治体
- ・ 自ら考え、行動する自治体

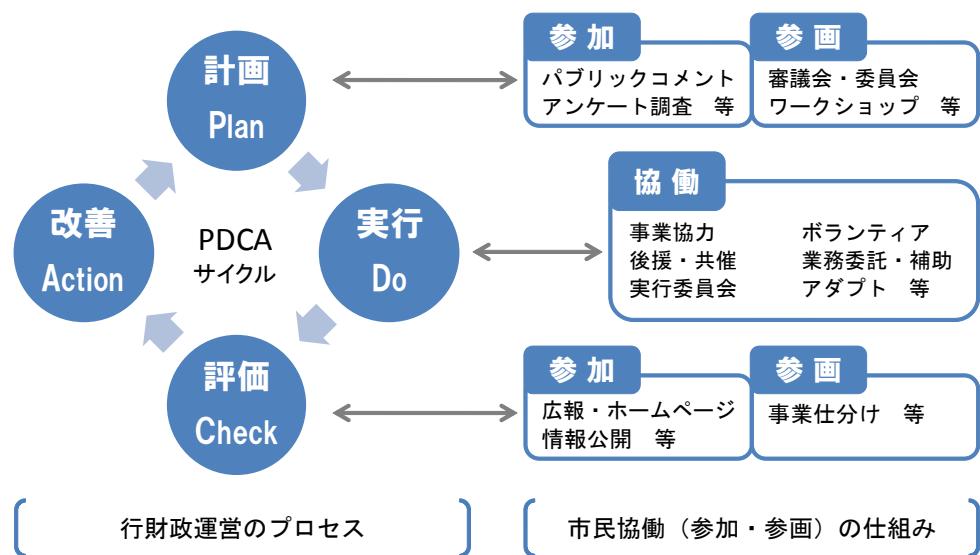
○ 行財政運営のイメージ

木津川市のまちづくりの基本となり、目指す都市像の実現に向けて事業を展開する「総合計画」、その事業費用の財政的な裏付けとなる「財政収支計画」、それら2つの計画差、つまり財政的に不足する部分を埋める「行財政改革」、これら3つを一体として、加えて市民等との協働により行財政運営を行う。



※上記の図の3つの楕円の重なり部分は、「政策・経営」手段やその手法

○ 行財政運営のプロセスと市民協働（参加・参画）の仕組み



2 基本理念の目指すもの

これからの中長期計画は、組織の改廃、職員や経費の削減などの、量的改革に引き続き取り組みつつ、人材の育成・活用や、社会情勢の変化に伴って市民ニーズに合わなくなってしまった制度を新しい施策に転換するなどの、質的改革に重点を移し、市民から信頼される質の高い行政サービスを実現していく必要があります。

そして、行財政改革を円滑に進めていくためには、市民の理解と協力が不可欠であることから、行政の持つ情報を市民に公開し、説明責任を果たしつつ市民と行政の距離を縮めていくための仕組みづくりが重要となります。

これらのことと踏まえ、木津川市の行財政改革にあたっては、3つの基本理念に基づき、行政全般にわたり見直しを行い、市民の理解を得ながら市民本位の行財政システムを確立するものとします。

○1 市民と共に創る、協働の自治体

多様化する市民ニーズや市民自らのまちづくり意識の高まりに対応するため、市民に木津川市の現状をわかりやすく説明するとともに、市民との対話、市民参画による検討の機会を確保するなど、透明性の高い開かれた市政を推進することを通じて、行政と市民の役割分担を明確にし、市民との協働によるまちづくりを目指します。

○2 簡素で市民満足度の高い、持続可能な自治体

行政でなければできないことと、市民、コミュニティ組織、NPO、企業などが担うことができるものを峻別し、行政が担うべき真に市民が必要としている事務事業にあらゆる資源を集中し、社会情勢と共に変化する市民ニーズに応じてメリハリを付けて配分することで、市民満足度の高い事業展開を目指します。

併せて、職員定数の管理や組織機構の見直しを続けるとともに、人事管理制度の改革を行い、簡素で効率的な組織体制の実現を目指します。

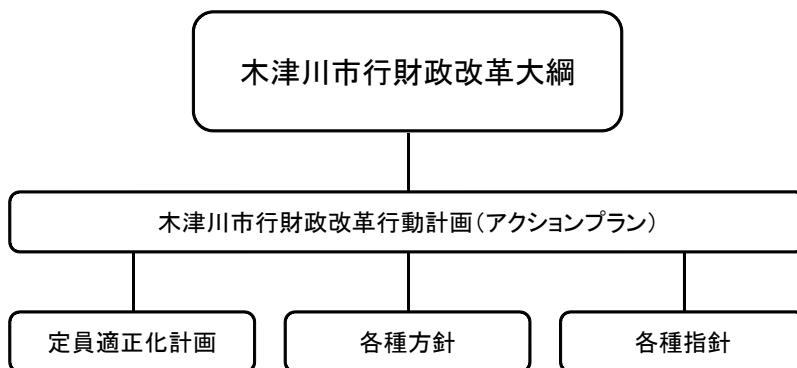
また、持続可能な行財政システムの確立のため、歳入・歳出の両面で改革を進め、健全で自立性の高い財政構造への転換を目指します。

○3 自ら考え、行動する自治体

変化の激しい社会経済情勢のもと、新たな行政課題に積極的に対応していくために、木津川市が、今、何をすべきかを考え、それを速やかに行動に移すことができる組織体制の実現を目指します。

また、人材育成を進めることにより、職員一人ひとりの能力の向上と、課題解決に向けて主体的に取り組むことができる組織風土の実現を目指します。

○ 行財政改革関連計画体系



～ 改革の方向性・考え方と、行うべき取り組み ～

行財政改革の基本理念に基づき、次の5項目を重点改革項目として位置づけ、取り組みを行っていくものとします。

5
つの
重点改革
項目

- 1 協働の市政の推進
- 2 行政体制の確立
- 3 事務事業の見直し
- 4 公共施設の見直し
- 5 財政システムの確立

それぞれの重点改革項目には、より具体的な小項目を設け、行財政改革の「方向性・考え方」と、これから「行うべき取り組み」を示しています。

1 協働の市政の推進

① 市民との協働によるまちづくり

(方向性・考え方)

多様化する市民ニーズに対応するとともに、簡素で効率的な行政を実現するためには、市民、コミュニティ組織、NPO、企業など多様な主体が公共的サービスの提供を行おうとする取り組みについて、実情に応じて積極的に支援・推進する必要があります。

(行うべき取り組み)

行政と市民、コミュニティ組織、NPO、企業などが公共的目的を共有し、相互に連携・分担する仕組みづくりと、市民等への支援施策の充実を進めるとともに、市民協働を実現するために必要な、職員一人ひとりの意識改革に積極的に取り組みます。



② 開かれた市民参加・参画の市政の推進

(方向性・考え方)

市民に信頼される開かれた市政を推進するためには、市民と行政がまちづくりのビジョンや施策などの情報を共有し対話できる環境や、市の意思形成過程に市民が関わる仕組みが必要です。

また、市民への説明責任を果たし、行政の透明性・公正性を向上する仕組みをつくる必要があります。

(行うべき取り組み)

広報紙やホームページをはじめ、様々な手法を通じて、財政状況や行財政改革の取り組みなど、市民が市の現状を把握できる情報をわかりやすく公開するとともに、行政の活動について計画段階から積極的な情報提供を行います。

また、行政評価制度、情報公開制度、パブリックコメント制度等の充実に取り組むとともに、市民との対話、市民参画による検討の機会を確保するなど、市民が市政に参加・参画しやすい環境づくりを推進します。

2 行政体制の確立

① 人材育成の推進と職員・組織の意識改革

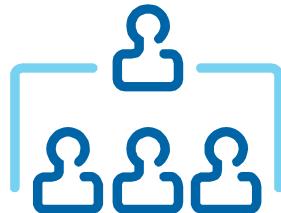
(方向性・考え方)

今後、市町村は、事業やサービスの直接的な「担い手」から、企画立案、調整、管理を担う「制度設計者・管理者」としての役割が一層高まるとともに、従来、都道府県が担っていた専門的な行政サービスを提供することとなり、これに対応できる能力と「やる気」を持った職員を育成する必要があります。

また、より効率の良い事務処理、低コストで質の高いサービスや施策の実施方法の検討など、職員の生産性を高めていく必要があります。

(行うべき取り組み)

目的や方策を明確にした人材育成に関する基本方針を策定し、人材育成の観点に立った人事管理、各種研修の実施、業務プロセスの改善、事務マニュアルの作成などにより、総合的な人材育成や、職員の企画、調整、管理能力と生産性の向上、組



織風土の改善に努めます。

また、能力・実績を重視して勤務実績を昇進、昇格や給与に反映する新しい人事評価システムの導入が求められており、公正かつ客観的な人事評価システムの構築に着実に取り組みます。

併せて、職員一人ひとりの提案が各種事務事業の改善に繋がる仕組みや、自己啓発に取り組みやすい仕組みをつくることで職員の「やる気」を支援します。

② 組織改革

(方向性・考え方)

行政が効果的かつ効率的に事務事業を処理するためには、政策目標や社会の動きに対応できる、簡素な組織体制となる必要があります。

(行うべき取り組み)

政策や施策・事務事業のまとめ、社会の動きに対応した組織編成にするとともに、市民ニーズや行政課題への、速やかな意思決定・対応の観点から、職務実態に応じて職員一人ひとりの責任と権限が明確化され、意思形成過程が簡素化されたフラットな組織を編成します。

また、市民から見て責任・権限の所在がわかりやすい編成、職名とすることに留意します。

併せて、市が設置する審議会等につきましても、その必要性を確認し、設置目的が達成されたものや類似するものについては、廃止・統合を進めます。

③ 定員管理の適正化

(方向性・考え方)

責任ある質の高い行政サービスに必要な職員を安定的に確保するためには、今後の行政需要の動向等を勘案しながら、できるだけ増員を抑制する方向性のもと、定員管理を行う必要があります。

(行うべき取り組み)

定員管理にあたっては、『2-⑤電子自治体の推進』『3-①事務事業の見直し』『4-③公共施設の民営化・民間委託』などの取り組みを踏まえて、職員数の適正化に取り組みます。

併せて、行政需要に応じた職員の適正配置に努めるとともに、行政効率を高める

ため、京都府・他市町村との事務事業の共同化などに取り組みます。

また、定員管理の適正化にあたっては、職員の年齢構成や新たな行政需要などに留意します。

④ 総人件費の抑制

(方向性・考え方)

市職員の給与水準は、人事院勧告に準拠して官民格差の是正を行っていますが、引き続き適正な水準の維持に努める必要があります。

また、現在、行政サービスの一翼を担っている嘱託職員・臨時職員も含めた、総人件費を抑制する必要があります。

(行うべき取り組み)

今後も公務員制度の動向に留意し、業務の性格や内容を踏まえつつ、給与に係る制度・運用・水準の適正化を進め、時間外勤務手当や嘱託職員・臨時職員の報酬・賃金も含めた総人件費を抑制します。

また、嘱託職員・臨時職員については、正規職員との役割分担と業務を明確にして、適正な配置と活用を推進します。

⑤ 電子自治体の推進

(方向性・考え方)

社会のIT化が急速に進む中で、市民の利便性の向上や業務の効率化に高い効果が期待できる電子自治体を推進していく必要があります。

(行うべき取り組み)

情報セキュリティの確保と費用対効果に十分留意しながら、行政手続のオンライン化の推進、共同アウトソーシングの推進、公的個人認証サービス、住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カード、総合行政ネットワーク（LGWAN）などの利活用に積極的に取り組みます。

また、電子自治体業務や各種様式の標準化・共同化により、低廉な経費で高い水準の運用が実現できるよう取り組むとともに、共同化できない業務についても、システムとコストのバランスの最適化に取り組みます。

併せて、職員のIT能力の向上を図り、業務の効率化を進めます。

⑥ 法令遵守（コンプライアンス）の推進

（方向性・考え方）

市の事務事業は、法令等に適合し、透明で公正に執行されなければなりません。引き続き法令遵守を常に担保するとともに、違反があったときは適正に対応を図つていく必要があります。

（行うべき取り組み）

職員倫理条例・規則、職員に対する不当な働きかけの記録制度などを適正に運用し、コンプライアンス体制を確立します。

⑦ 地方債・借入金・公金の適正管理

（方向性・考え方）

持続可能な自治体であるためには、地方債・借入金・公金について、経済の動きに留意しつつ、適正な管理を行う必要があります。

（行うべき取り組み）

必要以上の借入を抑制し、債務負担が過度にならないよう地方債の適正管理に努めます。

また、公金については、様々なリスクを考慮しながら、安全かつ効率的な管理に努めます。

3 事務事業の見直し

① 事務事業の見直し

（方向性・考え方）

すべての事務事業について、今、行政が担うべきものか、効率的に実施されているかを確認し、実施の妥当性の低いものの見直しを含め、事務事業全般の効率化を進める必要があります。

（行うべき取り組み）

すべての事務事業について、目的、手段、間接コストを含めた経費とその成果を



調査し、実施の妥当性や効率性を確認するとともに、様々な手法を組み合わせた評価の全体システムを検討します。

また、事業仕分けにより、外部の視点からの事務事業の評価を実施していきます。

実施の妥当性の低い事務事業については、見直しを行うなど、事務事業全般について、より効果的に政策目標を達成する方法がないかを検討し、実施方法の効率化や民間委託などによる各種経費の徹底した削減に取り組みます。

なお、新規・拡充事業の実施にあたっては、目的、手段、対象など内容の妥当性、他制度との類似性、将来的な負担などを十分検証した上で、スクラップアンドビルトを徹底します。

② 補助金・団体支援の見直し

(方向性・考え方)

補助金や各種団体の支援については、時代と社会に適合した真に必要なものか、またその内容が適正かを確認し、見直しを行う必要があります。

(行うべき取り組み)

補助金については、交付基準に基づいて確認を行い、社会経済情勢の変化に伴つて必要性や効果が薄れたものの縮小、統合、廃止などを行うとともに、交付の終期を設定するなど適正化に努めます。

また、行政が事務局機能を担っている各種団体については、自主的運営に向けた支援を行います。

③ 外郭団体の見直し

(方向性・考え方)

外郭団体については、特定の行政需要に対応するため、行政の補完的組織として重要な役割を果たしてきましたが、時代の変化とともに、その役割や存在意義なども変化し、社会情勢への対応や官民の役割分担の明確化など、柔軟な見直しを行う必要があります。

(行うべき取り組み)

それぞれの外郭団体の独立採算に向けた経営改善を支援するとともに、設立目的や業務内容について常に見直しを行います。

また、学研都市京都土地開発公社を通じて先行取得しながら、長期間保有し活用

が図られていない土地については、有効活用に向けた対策に取り組み、公社の経営環境の改善を図ります。

4 公共施設の見直し



① 公共施設の適正配置と有効活用

(方向性・考え方)

公共施設については、提供する各種のサービスと維持管理経費や改修経費のバランスを見極め、適正な配置とする必要があります。

また、公共施設に生じた空きスペース等の有効な活用方法も検討する必要があります。

(行うべき取り組み)

公共施設の適正配置と有効活用にあたっては、『4-②公共施設の計画的な保全管理』『4-③公共施設の民営化、民間委託』の取り組みと併せて、全局的に公共施設の役割や機能、維持管理手法やそのコスト等を含めた総合的な状況を集約した台帳を整備することにより、その最適化とコストの削減を図ります。

また、施設の統合による機能集約、機能強化を念頭に置き、位置、利用状況、老朽化度などを総合的に判断し、適正な配置に向けた検討を進めます。

余剰施設や施設の空きスペースについては、新たな活用方法を検討するとともに、効果的な活用方法がない施設や老朽化が進み安全性が確保できない施設については、廃止、処分を進めます。

② 公共施設の計画的な保全管理

(方向性・考え方)

公共施設は、市民の共有財産であり、できるだけ長期にわたり低コストで活用される必要があります。

また、今後、公共施設の改修・更新が一時期に集中すれば、大きな財政負担となるため、計画に基づく平準化を図っていく必要があります。

(行うべき取り組み)

施設の保全業務を、事後的なものから予防的なものに転換し、機能劣化が起こる

前に補修・補強工事を実施するための点検・修繕等の計画策定とその運用を推進し、施設の長寿命化と修繕経費の削減など、ライフサイクルを通じたコストの削減を図ります。

また、全庁的に公共施設の更新時期を調整し、その分散を図ります。

③ 公共施設の民営化、民間委託

(方向性・考え方)

公共施設の管理・運営・整備について、公共性を担保しながら、民間に任せられるものは民間に任せて効率性やサービスの質を高めていく必要があります。

(行うべき取り組み)

公共施設の管理・運営について、その施設の設置目的を踏まえて、民営化、民間委託、指定管理者制度などの導入を検討・推進することにより、企業、NPO、地域コミュニティなどが有する技術力や活力を活用して、サービスや利用者の利便性の向上と、維持管理経費の削減を図ります。

また、大規模な公共施設の整備にあたっては民間の資金や経営能力を活用する手法（PFI事業）を選択肢の一つとして検討します。

なお、指定管理者制度や、PFI事業の導入・運用にあたっては、適正で公正な事業運営が行われ、サービスの向上と安全性が確保されるようモニタリング等により十分な確認を行います。

5 財政システムの確立



① 歳入の確保と支出の抑制

(方向性・考え方)

安定的な財政基盤を確立するためには、歳入面において、自主財源の中心となる市税収入の向上に努めるほか、受益者負担の適正化など、新たな財源の確保を進める必要があります。

また、歳出面においては、『3-①事務事業の見直し』などと併せて、個別の事業の枠を超えた全庁的な取り組みによる支出の抑制を図る必要があります。

(行うべき取り組み)

市税、各種料金については、事務の共同化等による徴収対策の強化、適切な課税客体の把握、納付方法の拡充などに取り組み、目標に基づく徴収率の向上を図ります。併せて、受益者負担の適正化や、企業誘致、有料広告などによる新たな自主財源の確保に努めます。また、各種事務事業について、国・府等の補助金などが活用できないかの研究を行います。

支出の抑制については、事務用品の一括購入、ペーパーレス化、省エネ、公共工事のライフサイクルコストの低減など、全般的な経費の見直しを行います。

② 入札・契約制度の適正運用

(方向性・考え方)

入札・契約については、引き続きその過程・内容の透明性の確保、様々な評価指標を用いた総合評価方式の導入などによる公正な競争の促進、不正行為の排除の徹底、公共工事の適正な施工の確保などを図っていく必要があります。

(行うべき取り組み)

入札・契約の透明性、公正・公平性、競争性、効率性を高めるとともに、時代の要請に応じて市として果たすべき役割を検討し、新たな入札・契約制度の導入・運用や諸手続の合理化、簡素化などの改善を進めます。

③ 未利用、低利用資産の有効活用

(方向性・考え方)

市有財産は市民の貴重な財産であり、未利用のまま保有しておくことにより、維持管理費が必要になるとともに、税収等を得る機会を逸失するため、売却を含めた利活用方法を検討する必要があります。

(行うべき取り組み)

未利用、低利用資産について、行政財産としての利用可能性を精査し、その可能性があるものについては積極的かつ速やかな活用を図り、その可能性が低いものについては、適宜、処分を進めます。

④ 予算編成の改革

(方向性・考え方)

市民ニーズや新たな行政課題に速やかに対応できる、効果的かつ効率的な予算編成を行うためには、事業のスクラップアンドビルトを柔軟に行える予算編成の仕組みをつくる必要があります。

(行うべき取り組み)

各部局に一般財源を配分して予算編成を行う枠配分方式の予算編成制度など、『3-①事務事業の見直し』の促進と、限られた財源の効果的な配分に取り組みます。

⑤ 地方公営企業会計、特別会計等の見直し

(方向性・考え方)

地方公営企業会計、特別会計等については、事業を行うための経費を、その事業に係る特定の収入をもって充てるという独立採算の原則に鑑み、経費の削減、効率化、受益者負担の見直し等により、一般会計からの繰出金の縮減を図る必要があります。

また、市が加入する一部事務組合についても、適正で効率的な運営を進め、一般会計からの負担金の縮減を図る必要があります。

(行うべき取り組み)

(ア) 地方公営企業の見直し

地方公営企業については、企業体としての経営管理基盤を強化し、公共性と効率性の観点から中長期的視野に立った経営手法を確立するとともに、企業会計を支える料金体系・使用料の適正化を進め、収入の確保に努めます。

(イ) 特別会計の見直し

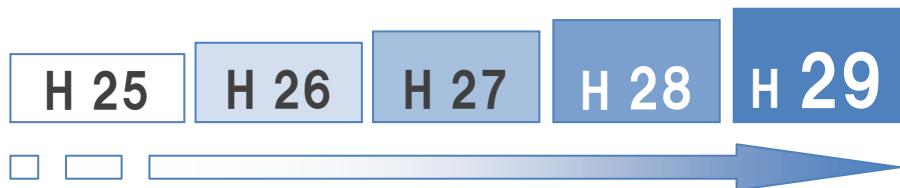
国民健康保険事業や介護保険事業などの特別会計については、今後も制度改革や社会経済状勢の影響が見込まれるため、保険税、保険料、使用料等の適正化を進め、環境の変化に対応できる体制の整備と財政の安定化に努めます。

(ウ) 一部事務組合の改革

一部事務組合については、その行政目的を効果的に達成する方法を検討し、あり方や事務事業の効率化、負担金の適正化などについて、積極的に他の構成市町村との協議を進めます。

1 行財政改革の計画期間

この大綱の計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。



2 行財政改革の推進体制

木津川市の行財政改革を計画的かつ全庁的に推進するため、次の2つの組織を置きます。

「木津川市行財政改革推進本部」

市長を本部長とする、全庁的な行財政改革の推進の核となる組織

根拠規定：木津川市行財政改革推進本部設置規程（平成20年木津川市訓令第5号）

「木津川市行財政改革推進委員会」

公募市民・各分野の有識者を委員とする、木津川市の行財政改革推進のための諮問機関

根拠規定：木津川市行財政改革推進委員会条例（平成19年条例第231号）

3 実施及び進捗管理

行財政改革の実施と進捗管理のため、大綱に基づいて、可能な限り数値目標を定めた行財政改革行動計画を策定し、計画的な取り組みを進めます。

この行動計画については、わかりやすい評価基準を設けて毎年度その進捗状況を点検、確認します。

また、社会経済情勢の変化や、庁内で実施する事務事業評価、外部の視点から実施する事業仕分けの結果等に留意して速やかに対応できるよう追加、修正を行うこととします。

特に全庁的な取り組みが必要な項目については、毎年度、重点項目を定めて庁内の検討会議を設け、着実な進行を図ります。

こうした行財政改革の推進にあたっては、全ての職員がその必要性を認識することが不可欠であり、庁内の意識向上に向けた各種の取り組みを行います。

なお、行動計画の進捗状況とその評価については、「木津川市行財政改革推進委員会」に報告し、意見を求めるとともにホームページなどにより広く市民に公表します。

○第2次木津川市行財政改革大綱（答申）

木津川市財政課行財政改革推進室（市役所4階）

〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外110番地9

TEL:0774-75-1202 FAX:0774-72-3900

E-Mail: gyokaku@city.kizugawa.lg.jp

行革
大綱

第2次 木津川市 行財政改革大綱

資料編

■ 用語集	—	1
■ 木津川市行財政改革推進委員会委員名簿	—	5
■ 木津川市行財政改革推進委員会審議経過	—	6
■ 木津川市行財政改革推進委員会条例	—	7
■ 木津川市の行財政改革推進について（諮問）	—	9

用語集

五十音	用語	解説
あ	アイティ I T (Information Technology)	情報技術。コンピュータやデータ通信に関する技術を総称的に表す。意味する範囲は広く、コンピュータを構成するハードやソフトの技術をさす場合や情報の活用の仕方をさす場合などがある。
	アウトソーシング	業務の外部委託のこと。広い意味では、民間事業者等外部の機能や資源を活用することをいう。
	アダプト（プログラム・制度）	道路・公園など身近な公共施設の管理に市民が参加する制度。市民を里親に、公共施設などを養子になぞらえたもの。
い	一部事務組合	特別地方公共団体。市町村等の事務の一部を共同で処理するために設立された組合。1市町村では対応できない、あるいは広域で取り組んだ方が効率的である等の理由で設立されるもので、ゴミ処理、消防、火葬等様々な事務処理のために各地で設立されている。
	一般会計	福祉、教育、消防、道路・公園などの整備・管理など、市が広く市民を対象として行う事業についての歳入・歳出を経理する会計。特別会計に属さない会計。
え	エヌピーオー N P O (Non Profit Organization)	非営利組織・団体。政府や企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで営利を目的とせず社会的な公益活動を行う組織・団体をいう。一定条件を満たすものは、特定非営利活動法人（N P O法人）として法人格の取得が可能。
か	外郭団体	行政組織などの外部にあって、行政組織と連携を保ち、柔軟な事業展開を行って、その活動や事業を助ける団体のこと。この大綱では、本市と人的、財政的その他事実上密接な関係を有する法人をいう。
き	行政財産	普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産。（公用：庁舎等、公共用：道路、学校、公園等）
	行政評価制度	行政活動の実績などを、成果重視の視点から一定の尺度で測定し、その有効性や効率性などを分析するしくみのこと。政策施策評価、事務事業評価など様々な方法がある。

く	国・府支出金	市に対して、国や府から補助金、交付金、負担金、補給金など様々な支出がされているが、そのうち交付税など一般財源であるものを除く、使途を特定した支出金。
	繰上償還	この大綱では、補償金免除繰上償還をいう。過去に高金利で借り入れた公的資金について、国の特例措置に基づき補償金なしで償還すること。本来であれば借入時の金利に基づき補償金を支払う必要があるが、行政改革・経営改革を条件にこれが免除されるため、低金利の資金に借換えを行うことなどにより、利子負担が軽減される。
こ	公的個人認証サービス	オンラインで（＝インターネットを通じて）申請や届出といった行政手続などを行う際に、他人による「なりすまし」やデータの改ざんを防ぐために用いられる本人確認の手段。「電子証明書」と呼ばれるデータを外部から読み取られるおそれのないICカードに記録し、これを用いて申請書などの情報に電子署名を付すことで、確かに本人が送付した情報であることを示すことができる。
さ	債務負担	数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束するもの。翌年度以降も支出が必要な特定の事項について、期間や限度額を定めて行う市議会の「債務負担行為の議決」によって生ずるもの。
	三位一体改革 (三位一体の改革)	平成16年から平成18年にかけて行われた国と地方との税財政改革で、「国庫補助負担金の改革（削減）」、「地方交付税の改革（削減）」、「税源移譲」という3つの改革が同時並行して進められたもの。
し	事業仕分け	国や自治体が、公開の場で外部の視点を入れて、実施する事務事業について、そもそも必要なのか、誰が行うべきか、無駄がないか等、を判定するもの。 木津川市では、行財政改革推進委員会委員を仕分け人とした事業仕分けを平成21年度から実施している。
	自主財源	地方公共団体が自主的に収入し得る財源をいい、地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金等がこれに該当する。

	指定管理者制度	公の施設の管理について設置者である地方公共団体の指定を受けた者が「指定管理者」として代行する制度のこと。平成15年9月に施行された地方自治法改正により、それまでの管理委託制度に代えて導入された。従来の管理委託では、受託者は地方公共団体の出資法人、公共団体又は公共的団体に限られていたが、指定管理者制度では特段の制約が設けられず、民間事業者にも広く門戸が開かれている。
し	住民基本台帳ネットワークシステム	住民の利便性の向上と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムのこと。
	人事院勧告	公務員の労働基本権制約の代償措置として、社会一般の情勢に適応した適正な公務員給与とするため、民間準拠を基本に人事院が毎年行う勧告のこと。
	人事評価システム	職員の能力、適性、志向、実績等を重視し、職員個々の業務遂行意欲を向上させ、公務能率の一層の増進を図るための、人事管理を推進するマネジメント・ツールのこと。
す	スクラップアンドビルド	組織、制度、事業などを新たに作る場合は、まず既存のものを見直し、廃止や統廃合をして、全体として増加・拡大しないようにすること。
そ	総合行政ネットワーク (LGWAN)^{エルジーウェン}	Local Government Wide Area Network の略称。地方公共団体の組織内ネットワーク（府内 LAN）を相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とする、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク。
	総合評価方式	価格だけで落札者を決定していた従来の落札方式とは異なり、価格に加えて価格以外の様々な要素を含めて、総合的に評価する落札方式のこと。
ち	地方交付税	地方財源保障、財源調整制度の主体であり、国税である所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税の一定割合をその総額とし、地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準で自主的にその事務を遂行できるように、必要な経費と、標準的な状態において徴収が見込まれる税収額を算定し、収入が経費に不足する場合に、その差額を国が交付するもので、地方固有の財源。普通交付税（総額の 94%）と特別交付税（総額の 6%）がある。

ち	地方分権・地域主権改革	国に集中している権限や財源を都道府県や市町村に移し、住民と自治体が協力して、地域のことは地域で決められるようにすること。
	超高齢化社会	高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）が21%以上の社会のこと。
と	特別会計	特別会計とは、公営企業、国民健康保険などの特定の事業を行う場合に、特定の歳入（収入）をもって特定の歳出（支出）に充て、一般会計と区別して個別に処理する必要がある場合において設置することができる会計のこと。
	土地開発公社	地方公共団体が、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地の取得及び造成を行わせるため、単独又は共同で設立する法人のこと。
は	パブリックコメント制度	市民生活に広く影響を及ぼす市政の基本的な計画や条例等を立案する過程において、これらの案の趣旨、内容等を公表し、当該案について市民等から提出された意見を考慮して意思決定を行う一連の手続のこと。
ひ	ピーファイ PFI (Private Finance Initiative) 事業	公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行うこと。効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るために行われる。
ふ	フラットな組織	中間層をできるだけ少なくした組織のこと。組織構成員の自律性を高めることによって、スピーディーな意思決定の実現に貢献するもの。
ほ	法令順守（コンプライアンス）	企業や団体などが法令や規則をよく守るようにすること。
ら	ライフサイクルコスト	生涯費用。製品や構造物などに要する費用を、調達・製造～使用・維持管理～廃棄・撤去の各段階のトータルとして考えたもの。
り	リーマンショック	平成20年9月15日にアメリカ合衆国の投資銀行リーマン・ブラザーズが破綻したことに端を発する世界的金融危機のこと。
わ	ワークショップ	専門家の助言などを受けながら、参加者が共同で研究や作業を行う場のこと。
	枠配分	予算編成にあたって、各部局にあらかじめ一定額の予算枠を配分し、その範囲内で各部局が自らの裁量で予算組みを行う制度のこと。

木津川市行財政改革推進委員会委員名簿

委員氏名	役職名等	備 考
澤井 勝	奈良女子大学名誉教授	会長
新川 達郎	同志社大学大学院総合政策科学研究所教授	副会長
竹田 秀人	(株)南都銀行公務部 副部長	
山岡 ナオミ	税理士	
山口 豊博	特定社会保険労務士、経営士	
芳野 智	ロート製薬(株)リサーチビレッジ京都 所長 (役職名は在任時のもの)	平成 24 年 6 月 1 日 退任
山本 孝男	ロート製薬(株)リサーチビレッジ京都 研究開発本部開発総務グループマネージャー	平成 24 年 6 月 25 日 就任
中谷 武弘	公募委員	
長野 博行	公募委員	
福田 清志	公募委員	

(敬称略・順不同)

木津川市行財政改革推進委員会審議経過

(第2次木津川市行財政改革大綱関係)

回	開催日	場 所	内 容
(1) 第 16 回 委 員 会	平成 24 年 5 月 31 日 (木) 午後 1 時 30 分～ 午後 3 時 35 分	市役所 4-3 会議室	・会長・副会長選出 ・市長からの諮問 ・行財政改革の進捗状況報告 ・第 2 次木津川市行財政改革大綱策定方針 ・その他関係行政説明
(2) 第 17 回 委 員 会	平成 24 年 9 月 26 日 (水) 午後 2 時 00 分～ 午後 4 時 10 分	市役所 第 2 北別館 会議室	・大綱 (素案) 審議 ・行財政改革説明会報告
(3) 第 18 回 委 員 会	平成 24 年 11 月 8 日 (木) 午後 1 時 55 分～ 午後 4 時 00 分	市役所 第 2 北別館 会議室	・大綱 (中間案) 審議 ・パブリックコメント行政説明
(4) 第 19 回 委 員 会	平成 25 年 1 月 24 日 (木) 午後 1 時 30 分～ 午後 3 時 35 分	市役所 4-3 会議室	・大綱 (答申案) 審議 ・パブリックコメント結果報告

※ 上記の委員会の他、平成 24 年 6 月 29 日に自主参加の勉強会を開催しました。

※ 中間案についてのパブリックコメントが次のとおり実施されました。

[募集期間：平成 24 年 12 月 5 日 (水)～平成 25 年 1 月 7 日 (月)]

[意見提出：2 名 (持参 1 名 FAX1 名)]

木津川市行財政改革推進委員会条例

平成 19 年 6 月 27 日条例第 231 号

(設置)

第 1 条 社会経済情勢の変革に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、木津川市行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 市長の諮問に応じ、市の行財政改革推進に関する重要事項を調査及び審議すること。
- (2) 前号の重要事項に関して、市長に意見を述べること。

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、9 人以内で組織する。

2 委員は、市民及び優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募により選出された市民
- (2) 識見を有する者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長 1 人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 7 条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、行財政改革担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる委員会の会議は、市長が招集する。

木津川市の行財政改革推進について（諮問）

写

4 木財第124号
平成24年5月31日

木津川市行財政改革推進委員会会長 様

木津川市長 河井 規子

木津川市の行財政改革推進について（諮問）

木津川市行財政改革推進委員会条例（平成19年条例第231号）第2条の規定により、下記の事項について諮問いたします。

記

1. 諮問事項

第2次木津川市行財政改革大綱・推進計画の策定に関すること

2. 諮問趣旨

木津川市は、合併を契機に抜本的な行財政システムの再構築を目指して、貴委員会の答申に基づく「木津川市行財政改革大綱・推進計画」を指針とした行財政改革に取り組んできたところです。

これまで、合併自治体の課題である制度・事務・組織の一本化、効率化は進展しましたが、その一方で国の地域主権改革に伴う市町村への権限移譲やリーマンショック後の経済情勢の急激な悪化など、自治体を取り巻く行財政の環境は一層厳しさを増しています。

なかでも、本市におきましては、合併自治体に対する交付税の特例措置が、平成28年度以降段階的に減額されるため、これに対応できる、子や孫の未来につなぐ自立可能な行財政の構築が喫緊の課題となっております。

このため、現行の大綱等の計画期間が終了する平成24年度以降も、行財政改革の考え方・理念を継承し、内容をより進化させた「第2次木津川市行財政改革大綱・推進計画」を定め、不断の改革の取り組みを図る必要があるものです。